

1

令和8年第3回

多治見市議会定例会議案

令和8年5月28日

目 次

報第15号	専決処分の報告について	1
報第16号	専決処分の報告について	2
議第55号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて	3
議第56号	多治見市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正するについて	5
議第57号	多治見市税条例等の一部を改正するについて	6
議第58号	多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて	14
議第59号	多治見市介護保険条例の一部を改正するについて	17
議第60号	多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するについて	22
議第61号	多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて	23
議第62号	多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正するについて	27
議第63号	多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて	29
報第17号	令和7年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について	31
報第18号	令和7年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	35
報第19号	令和7年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告について	40
報第20号	令和7年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	42
報第21号	令和7年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	44
議第68号	物品供給契約の締結について	48
議第69号	物品供給契約の締結について	49
議第70号	物品供給契約の締結について	50
議第71号	物品供給契約の締結について	51
議第72号	第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて	52
議第73号	多治見市農業委員会委員の任命について	54

報第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

専第13号

損害賠償の額を定めるについて

令和7年12月16日午後2時18分頃、市内京町2丁目地内の交差点付近において、本市職員（南消防署所属）が、信号が青に変わって前方の軽自動車が発進したことを確認し、公用車（査察車）を発進させたところ、同軽自動車が一旦停止したことに気付かず後方から追突し、運転者に腰部挫傷を負わせ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年5月8日

多治見市長 高木 貴行

損害賠償額 一金 208,656円

報第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

専第14号

損害賠償の額を定めるについて

令和7年6月4日午後1時頃、市内下沢町1丁目地内の本市所有の貸付地において、隣接する本市所有の山林から枯れ木が倒れ、当該貸付地内に存する一般財団法人岐阜県交通安全協会所有の小屋の屋根の一部を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年5月13日

多治見市長 高木 貴行

損害賠償額 一金 184,800円

議第55号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例を制定するについて

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次の
ように制定するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(多治見市監査委員条例の一部改正)

第1条 多治見市監査委員条例(昭和61年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第16号)の一
部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条
の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第
1項」に改める。

(多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一
部改正)

第3条 多治見市水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例
(昭和41年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(多治見市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 多治見市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議第56号

多治見市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正
するについて

多治見市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成21年条例第29号）
の一部を次のように改正するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条
例

多治見市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成21年条例第29号）
の一部を次のように改正する。

第7条中「次」を「次の各号」に、「第3条から前条までの」を「当該各号に定め
る」に改め、同条第1号中「定めるもの」を「定めるもの 第3条から前条までの規
定」に改め、同条第2号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等
のうち当該申請等又は処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用する方法」
を削り、「、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項」を「又は第4条第1項」
に、「除く。）」を「除く。） 第3条及び第4条の規定」に改め、同条に次の1号を加
える。

- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定に
おいて情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5
条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除
く。） 第5条及び前条の規定

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第57号

多治見市税条例等の一部を改正するについて

多治見市税条例等の一部を次のように改正するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市税条例等の一部を改正する条例

(多治見市税条例の一部改正)

第1条 多治見市税条例(昭和25年告示第45号)の一部を次のように改正する。

第38条第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第41条の2第1項ただし書中「及び第41条の3の3第1項」を「並びに第41条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第41条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」「」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第41条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。))の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出し

なければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第26条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第62条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第26条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第41条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡

婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第72条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第5条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第6条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第6条の4中「又は附則第19条第1項」を「、附則第18条の3第1項又は附則第19条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「12分の7」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第16項を第13項とし、第17項を第14項とし、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第9条の3第5項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第6項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第14項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第16条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災

害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第18条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第36条第1項及び第2項並びに第37条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第36条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第36条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

（2） 第37条の3から第39条まで、第39条の2第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項の規定の適用については、第37条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第38条第1項前段、第39条、第39条の2第1項、附則第6条第1項及び附則第6条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第38条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（3） 第40条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に

係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 附則第4条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(多治見市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

第2条 多治見市税条例の一部を改正する条例（令和6年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第4条の5を削る改正規定を次のように改める。

附則第4条の5を次のように改める。

附則第4条の5 削除

附則第1条第2号中「附則第4条の5を削る改正規定」を「附則第4条の5を次のように改める改正規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第41条の2第1項ただし書、第41条の3の2及び第41条の3の3の改正規定並びに附則第5条の改正規定及び附則第6条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第1条中第72条の改正規定及び附則第3条第2項の規定 令和9年4月1日
- (3) 第1条中第38条第2項の改正規定並びに附則第6条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、第8条の2の改正規定及び第16条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (4) 第1条中附則第6条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第18条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の多治見市税条例（以下「新条例」という。）第41条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第41条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第1条の規定による改正前の多治見市税条例第41条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による新条例第6条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条

第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による新条例附則第6条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「4号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第16条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第18条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第72条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議第58号

多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市都市計画税条例の一部を改正する条例

多治見市都市計画税条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第14項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで若しくは第43項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第4項及び第7項」を「附則第5項及び第8項」に、「附則第4項及び第8項」を「附則第5項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第10項」を「附則第11項」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項を附則第12項とし、附則第10項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「附則第4項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とする。

附則第3項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 3 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の多治見市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第266号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項

に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議第59号

多治見市介護保険条例の一部を改正するについて

多治見市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市介護保険条例の一部を改正する条例

多治見市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第13条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する本市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村税の賦課期日において当該保険料を賦課する本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適

用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者

(同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第14条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する本市に住所を有しない者を除く。)

であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、多治見市税条例（昭和25年告示第45号）第27条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、多治見市税条例第27条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上190万円未満であり、かつ、

多治見市税条例第27条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第7条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。
(令和8年度の保険料に係る減免の特例)

第15条 第16条第1項の規定によるもののほか、市長は、令和7年度分の市町村民税が課されていない者であった第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員で、前条第1項又は第2項の規定により令和8年度分の本市の市町村民税が課されている者とみなされたものについて、当該第1号被保険者に係る令和8年度の保険料に限り、その一部を減免する。

- 2 前項の規定による保険料の減免は、申請によらずに行うことができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第13条から第15条までの規定は、令和8年度分の保険料について適用する。

議第60号

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正するについて

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成28年
条例第6号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例

多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成28年
条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定業務施設（法第5条第4項第5号イ）」を「特定業務施設（法第5条
第4項第5号）」に改める。

第2条中「令和8年3月31日」を「令和10年3月31日」に改め、「当該特別償却設
備である家屋又は構築物及び償却資産」の次に「（所得税法施行令（昭和40年政令第
96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13
条第1号から第3号までに掲げるものに限る。以下同じ。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

議第61号

多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例（平成4年条例第43号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
多治見市産業文化センターの設置及び管理に関する条例（平成4年条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「起業支援ルーム」を「経済支援拠点フロア施設」に改める。

「第4章 起業支援ルーム」を「第4章 経済支援拠点フロア施設」に改める。

第19条の見出し中「起業支援ルーム」を「経済支援拠点フロア施設」に改め、同条第1項中「起業支援ルーム」を「次の各号に掲げる施設（以下「経済支援拠点フロア施設」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) コワーキングスペース
- (2) 会議室
- (3) ミーティングルーム
- (4) 起業支援ルーム

第19条第3項中「起業支援ルームの」を「経済支援拠点フロア施設の」に改め、「又は使用期間満了後引き続き起業支援ルームを使用しようとするとき」を削り、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「起業支援ルーム」を「経済支援拠点フロア施設」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 起業支援ルームの使用の許可は、申請者が実施する事業の新規性、実現性及び計画性並びに申請者の研究開発能力、技術力、資力等を総合的に勘案して行うものとする。

第20条を次のように改める。

(使用許可の制限)

第20条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、経済支援拠点フロア施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 経済支援拠点フロア施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 宗教活動に使用しようとするとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認められる活動に使用しようとするとき。
- (5) その他市長が施設の管理上支障があると認めるとき。

第21条中「起業支援ルーム」を「経済支援拠点フロア施設」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分、第2号及び第5号中「起業支援ルーム」を「経済支援拠点フロア施設」に改める。

第23条の見出しを「(経済支援拠点フロア施設使用料)」に改め、同条第1項中「起業支援ルーム」を「経済支援拠点フロア施設」に改め、同条第3項中「使用料は、起業支援ルームの」を「起業支援ルームの使用料は、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「使用料の納期限は、毎月末日とする」を「起業支援ルームの使用料は、毎月末日までに納入しなければならない」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 コワーキングスペース、会議室及びミーティングルームの使用料は、使用許可を受けたときに納入しなければならない。

第24条を次のように改める。

(使用料の還付)

第24条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

第24条の次に次の1条を加える。

(使用料の減免)

第24条の2 市長は、市長が別に定めるところにより、使用料を減免することができる。

第26条の見出し及び同条第1項中「起業支援ルーム」を「経済支援拠点フロア施設」に改める。

別表第1 2 会議室等の表ミーティングルームの項を削り、同表備考3中

「

ミーティングルーム 110円

」を

「

—

」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第23条関係)

1 コワーキングスペース

区分		単位	使用料
個人	時間利用	1 時間	300円
	1 日利用	1 日	1, 200円
	定期利用	1 月	12, 000円
法人	定期利用	1 月	24, 000円

備考 法人利用は、同時に3人まで利用できるものとする。

2 会議室、ミーティングルーム

単位	使用料
午前9時から始まる1時間ごとの区分及び午後8時からの1時間30分の区分	500円

3 起業支援ルーム

区分	単位	使用料
最初の使用許可に係る	1 平方メートル	1, 220円
使用許可期間の開始の	1 月	

日の属する月から起算して36月を経過するまで		
最初の使用許可に係る使用許可期間の開始の日の属する月から起算して36月を経過した後		2,630円

備考 使用面積に、1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルに切り上げるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第19条第1項各号に掲げる施設の使用申請の受付、使用の許可及び使用料の徴収その他この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の公布の日前に施行日以後の利用について許可を受けたミーティングルームの利用については、施行日以後も、改正前の条例の規定を適用する。
- 4 この条例の公布の日前に施行日以後の起業支援ルームの使用について許可を受けているものは、改正後の条例の規定により許可を受けたものとみなして、改正後の条例の規定を適用する。

議第62号

多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する
について

多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例（昭和34年条例第18号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
多治見市陶磁器意匠研究所使用料及び手数料徴収条例（昭和34年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「研究生実習料」の次に「及び研究生特別実習料（外国人特別選考）」を加え、同条に次の2号を加える。

(6) 手数料のうち入所支援（外国人特別選考）に係るもの 入所年4月末日

(7) 手数料のうち生活支援（外国人特別選考）に係るもの 毎年4月末日

別表1 使用料(2) 研究生実習料等の表を次のように改める。

(2) 研究生実習料等

種別	単位	金額
研究生実習料	年額	242,000円
研究生特別実習料（外国人特別選考）	年額	120,000円
入所料	1回	62,500円

備考

1 「外国人特別選考」とは、研究生の養成コースに設ける外国人特別選考枠に係るものをいう。2 手数料の表において同じ。

2 外国人特別選考の研究生に係る実習料は、研究生実習料及び研究生特別実習

料（外国人特別選考）とする。

- 3 研究生実習料及び研究生特別実習料（外国人特別選考）は、12に分割して、毎月末日までに徴収することができる。

別表2 手数料の表に次のように加える。

入所支援（外国人特別選考）	1回	65,000円
生活支援（外国人特別選考）	年額	120,000円

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、別表2 手数料の表に次のように加える改正規定（入所支援（外国人特別選考）の項に係る部分に限る。）は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1 使用料(2) 研究生実習料等の表研究生実習料の項の規定は、令和9年4月1日以後に入所した研究生に係る研究生実習料から適用し、同日前に入所した研究生に係る研究生実習料については、令和10年3月31日までの間、なお従前の例による。

議第63号

多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて

多治見市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

多治見市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「33万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の多治見市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた多治見市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。

（補償の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間においてこの条例による改正前の多治見市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払

とみなす。

報第17号

令和7年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和7年度多治見市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

令和7年度多治見市一般会計継続費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	国県支出金	特定財源 地方債
2	1	総務管理費	316,924,000	17,883,000	237,275,640	255,158,640	25,162,816	229,995,824	229,995,824			
	2	総務費										
2	1	総務管理費	264,816,000	103,375,000	7,202,000	110,577,000	59,250,813	51,326,187	51,326,187	28,900,000		
	2	総務費										
2	1	総務管理費	10,904,000	4,362,000	1,091,000	5,453,000	0	5,453,000	5,453,000			
	2	総務費										
2	1	総務管理費	11,936,000	3,532,000	1,194,000	4,726,000	0	4,726,000	4,726,000			
	2	総務費										
2	1	総務管理費	6,632,000	1,327,000	664,000	1,991,000	1,550,019	440,981	440,981			
	2	総務費										
2	1	総務管理費	3,393,000	1,357,000	340,000	1,697,000	0	1,697,000	1,697,000			
	2	総務費										

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算理額			左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 運次繰越額	計	翌年度 運次繰越額	特定財源			
								繰越金	国県支出金	地方債	その他
2	1	総務管理費	40,131,000	14,012,000	8,963	14,020,963	36,812				
	2	笠原中学校跡地活用準備事業						36,812			
2	1	総務管理費	9,900,000	3,300,000		3,300,000	0	0			
	2	新本庁舎等ネットワーク設計業務							0		
2	2	徴税費	64,570,000	14,883,000		14,883,000	0	0			
	2	土地評価資料更新業務							0		
2	3	基戸本籍台帳費	6,479,000	2,123,000		2,123,000	0	0			
	2	戸籍附票システム標準化・共通化事業									
3	2	児童福祉費	1,324,200,000	142,120,000	89,780,000	231,900,000	30,530,020	30,530,020			4,400,000
	3	民生費									
6	1	農業	5,234,000	3,185,000		3,185,000	238,100	238,100			
	6	水産									
		農業									
		林業									
		費									

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算理額			左の財源内訳						
				予算計上額	前年度 運次繰越額	計	繰越金	国県支出金	地方債	その他			
8	2	中央自動車道 橋瀬橋撤去事業 (長橋)	370,000,000	148,000,000		148,000,000	0	148,000,000	148,000,000				
8	2	中央自動車道 竹橋撤去事業 (才橋)	370,000,000	2,400,000		2,400,000	2,400,000	0	0				
		合計	2,805,119,000	461,859,000	337,555,603	799,414,603	326,970,679	472,443,924	439,143,924	0	33,300,000		0

報第18号

令和7年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

令和7年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	国県支出金	地方債	その他	
2	総務費	1 総務管理費	742,996,000	740,319,000		740,319,000			
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1,848,000	1,848,000		1,848,000			
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	6,155,000	6,154,500		6,154,500			
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1,078,000	1,078,000		1,078,000			
3	民生費	1 社会福祉費	3,850,000	3,850,000					3,850,000
3	民生費	2 児童福祉費	300,000,000	20,200,000	4,660,000	15,540,000			
3	民生費	2 児童福祉費	8,964,000	657,960		657,960			
3	民生費	2 児童福祉費	9,836,000	9,836,000					9,836,000
4	衛生費	2 清掃費	11,794,000	11,634,000					11,634,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
4	衛生費	東濃西部3市広域ごみ焼却施設整備等に係る候補地選定補助業務委託費 (広域ごみ焼却施設整備)	8,470,000	836,000				836,000
4	衛生費	月見七郎処理施設共同化管理費	10,000,000	9,040,000				9,040,000
6	農林水産業費	森林整備促進事業補助金返還金費	450,000	450,000	450,000			
7	商工費	セラミックスパークパルクM I N O 関係費 ((公財) セラミックスパークパルク美濃負担金)	8,635,000	8,635,000		8,635,000		
7	商工費	地域経済開発支援創造補助金費 ((新) 地域経済開発支援創造補助金)	500,000	500,000				500,000
7	商工費	意匠研棟研究所施設設置備費 ((研) 意匠研棟研究所施設設置備費)	14,336,000	13,068,000	13,068,000			
7	商工費	陶芸スタスタジオ開設準備事業費 ((陶) 芸スタスタジオ開設準備事業費)	30,767,000	30,767,000	30,767,000			
8	土木費	道路改良工事費 (単独) ((道) 側溝改良工事費 (笠原町))	9,600,000	9,600,000			9,600,000	
8	土木費	道路改良工事費 (単独) ((道) 側溝改良工事費 (大針町))	12,000,000	12,000,000			12,000,000	
8	土木費	道路改良工事費 (単独) ((道) 側溝改良工事費 (旭ヶ丘 10))	6,600,000	4,200,000			4,200,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路舗装工事費(根本独)	7,200,000	7,200,000		7,200,000			
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路溝工事費(大畑独)	7,800,000	7,800,000		7,800,000			
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良線道詳細設計費(単独)	6,000,000	6,000,000					6,000,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良松坂町電柱移設費(単独償)	4,031,000	4,031,000					4,031,000
8 土木費	3 河川費	浸水対策工事(笠原町)費	30,000,000	16,060,400					16,060,400
8 土木費	4 都市計画費	道路問題対策関連設計業務委託等費	7,663,000	7,663,000					7,663,000
8 土木費	4 都市計画費	空き家再生策事業補助金費	1,600,000	1,600,000					1,600,000
8 土木費	4 都市計画費	公園湧水公団せせらぎ整備工事費	2,500,000	2,500,000					2,500,000
8 土木費	4 都市計画費	公園溪施用水更新工事費	2,400,000	2,400,000					2,400,000
8 土木費	5 住宅費	市営住宅解体工事費	48,752,000	48,752,000	9,302,000				39,450,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9	消防費	非常消防団 消防ポンプ自動車 消防用自動車 購入事業費	26,700,000	26,649,000			24,300,000		2,349,000
9	消防費	個別避難計画 避難計画作成 関係委託費	2,303,000	2,303,000					2,303,000
10	教育費	中学校施設 トイレ洋装 改良修繕事業費	197,681,000	197,681,000			46,738,000	147,800,000	3,143,000
合計			1,532,509,000	1,215,312,860	58,247,000	820,970,460	212,900,000	0	123,195,400

報第19号

令和7年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和7年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

令和7年度多治見市介護保険事業特別会計継続費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算理額			左の財源内訳						
				予算計上額	前年度 繰越額	計	繰越金	国県支出金	特定財源 地方債	その他			
1	5	日常生活圏域ニーズ等調査及び 給付分析等推計画策業務、 高齢者保健福祉社定業務	9,656,000	5,664,000		5,664,000	1,440,000						
		合 計	9,656,000	5,664,000	0	5,664,000	1,440,000	0	1,440,000	0	0	0	0

報第20号

令和7年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度多治見市水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

令和7年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	(単位：円) 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
						国庫補助金	損益勘定留保資金		
資本的支出	建設改良費	舗装復旧工事(美坂町8)	21,670,000		21,670,000		21,670,000		
資本的支出	建設改良費	舗装復旧工事(明和町3他)	16,060,000		16,060,000		16,060,000		
資本的支出	建設改良費	配水管布設替工事(光ヶ丘2.3)	31,075,000		31,075,000		31,075,000		
資本的支出	建設改良費	配水管布設替工事(高田町9他)	17,820,000		17,820,000		17,820,000		
資本的支出	建設改良費	配水管布設替工事(美坂町6)	11,968,000		11,968,000		11,968,000		
資本的支出	建設改良費	配水管布設替工事(脇之島町5)	15,620,000		15,620,000		15,620,000		
資本的支出	建設改良費	配水管布設替工事(松坂町4)	19,030,000		19,030,000		19,030,000		
資本的支出	建設改良費	配水管布設替工事(平野町4)	11,385,000		11,385,000		11,385,000		
資本的支出	建設改良費	配水管布設替工事(下沢町4)	25,245,000		25,245,000		25,245,000		
資本的支出	建設改良費	重要給水施設配水管耐震工事(希望ヶ丘4)	48,345,000		48,345,000	13,200,000	35,145,000		
資本的支出	建設改良費	水道管路管理システム更新業務委託	9,779,000		9,779,000		9,779,000		
	合	計	227,997,000	0	227,997,000	13,200,000	214,797,000	0	0

報第21号

令和7年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度多治見市下水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

令和7年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
						国庫補助金	下水道事業債	一般会計負担金	損益勘定留保資金		
資本的支出	建設改良費	下水道管渠更新工事	29,720,000		29,720,000		28,200,000		1,520,000		
資本的支出	建設改良費	ストックマナジメント計画に基づく管更生工事(補正)	21,632,400		21,632,400	10,816,200	9,700,000		1,116,200		
資本的支出	建設改良費	ストックマナジメント計画に基づく管更生工事(補正)	38,550,000		38,550,000		36,600,000		1,950,000		
資本的支出	建設改良費	ストックマナジメント計画に基づく管更生工事(補正)	88,187,600		88,187,600	44,093,800	39,600,000		4,493,800		
資本的支出	建設改良費	ストックマナジメント計画に基づく管更生工事(補正)	29,732,400		29,732,400		28,200,000		1,532,400		
資本的支出	建設改良費	ストックマナジメント計画に基づく管更生工事(補正)	63,640,000		63,640,000	31,820,000	28,600,000		3,220,000		
資本的支出	建設改良費	大規模下水道管路施設詳細設計業務委託(補正)	7,878,000		7,878,000	3,939,000	3,500,000		439,000		
資本的支出	建設改良費	ストックマナジメント計画に基づく管路調査業務委託(補正)	9,880,000		9,880,000	4,940,000			4,940,000		
資本的支出	建設改良費	ストックマナジメント計画に基づく管路調査(その2)業務委託(補正)	9,000,000		9,000,000	4,500,000			4,500,000		
資本的支出	建設改良費	ストックマナジメント計画に基づく管路調査(その3)業務委託(補正)	9,880,000		9,880,000	4,940,000			4,940,000		
資本的支出	建設改良費	マンホールトイレシステム設置工事	10,890,000		10,890,000	5,016,000	5,200,000		674,000		
資本的支出	建設改良費	マンホールトイレシステム設置工事	2,858,000		2,858,000		2,700,000		158,000		
資本的支出	建設改良費	管渠耐震化に伴う管更生工事(補正)	84,650,000		84,650,000	42,325,000	38,000,000		4,325,000		

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
						国庫補助金	下水道事業債	一般会計負担金	損益勘定留保資金	
資本的支出	建設改良費	下水道管路施設耐震詳細設計業務委託	9,872,500		9,872,500		9,300,000		572,500	
資本的支出	建設改良費	下水道管路施設調査業務委託(補正)	8,890,000		8,890,000	4,445,000			4,445,000	
資本的支出	建設改良費	下水道管路施設調査(その2)業務委託(補正)	7,570,000		7,570,000	3,785,000			3,785,000	
資本的支出	建設改良費	下水道管路施設調査(その3)業務委託(補正)	7,130,000		7,130,000	3,565,000			3,565,000	
資本的支出	建設改良費	下水道管路施設耐震診断業務委託(補正)	3,159,000		3,159,000	1,579,500			1,579,500	
資本的支出	建設改良費	下水道管路施設耐震診断(その2)業務委託(補正)	10,177,000		10,177,000	3,251,500			6,925,500	
資本的支出	建設改良費	下水道管路施設耐震設計業務委託(補正)	20,000,000		20,000,000	10,000,000			10,000,000	
資本的支出	建設改良費	生田第一地区汚水支線管渠埋設工事	7,874,100		7,874,100		7,400,000		474,100	
資本的支出	建設改良費	根本汚水支線管渠埋設工事	25,010,000		25,010,000		23,700,000		1,310,000	
資本的支出	建設改良費	マンホール蓋更新工事	1,762,000		1,762,000		1,600,000		162,000	
資本的支出	建設改良費	マンホール蓋更新工事	7,826,100		7,826,100		7,400,000		426,100	
資本的支出	建設改良費	マンホールポンプ更新(向島1・向島2・神戸3)工事(補正)	20,000,000		20,000,000	10,000,000			1,000,000	
資本的支出	建設改良費	マンホールポンプ更新(向島1・向島2・神戸3)工事(補正)	1,780,000		1,780,000		1,600,000		180,000	
資本的支出	建設改良費	分流No.1汚水ポンプ改良工事	19,800,000		19,800,000		18,800,000		1,000,000	

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな目資産の購入限度額
						国庫補助金	下水道事業債	一般会計負担金	損益勘定留保資金		
資本的支出	建設改良費	合流No.2汚水ポンプ改良工事	7,040,000		7,040,000		6,600,000		440,000		
資本的支出	建設改良費	し尿・浄化槽汚泥処理施設共同 化基本計画策定業務委託	10,450,000		10,450,000	5,225,000		5,225,000			
資本的支出	建設改良費	し尿・浄化槽汚泥処理施設共同 化基本計画策定業務委託（その 2）	7,550,000		7,550,000	3,775,000		3,775,000			
資本的支出	建設改良費	し尿・浄化槽汚泥処理施設共同 化基本計画策定業務委託（その 2）	40,000		40,000			40,000			
合 計			582,429,100	0	582,429,100	198,016,000	305,700,000	9,040,000	69,673,100	0	0

議第68号

物品供給契約の締結について

消防団用消防ポンプ自動車購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

- | | | |
|---|--------|------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 消防団用消防ポンプ自動車購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 27,390,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 岐阜市金園町3丁目25番地
株式会社ウスイ消防
代表取締役 臼井 潔 |

議第69号

物品供給契約の締結について

高規格救急自動車購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | |
|----------|------------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 高規格救急自動車購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 21,780,000円 |
| 4 契約の相手方 | 多治見市前畑町4丁目92番地
岐阜トヨタ自動車株式会社多治見店
店長 浅井 勝也 |

議第70号

物品供給契約の締結について

高度救命処置用資機材購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | |
|----------|---------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 高度救命処置用資機材購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 一金 27,599,000円 |
| 4 契約の相手方 | 岐阜市玉宮町1丁目11番地1
井上精機株式会社
代表取締役社長 木村 健二 |

議第71号

物品供給契約の締結について

消防職員用防火服購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | |
|----------|--------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 消防職員用防火服購入 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 一金 29,781,180円 |
| 4 契約の相手方 | 岐阜市加納桜道1丁目20番地1
株式会社マエカワ
代表取締役 前川 祐樹 |

議第72号

第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

令和5年12月20日議第118号をもって議決を経た第8次多治見市総合計画基本計画の一部を次のように変更するものとする。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

第8次多治見市総合計画基本計画中

「

【柱1】子育て世代が選び、住み続けたくなるまちづくり	7	37
----------------------------	---	----

」を

「

【柱1】子育て世代が選び、住み続けたくなるまちづくり	7	38
----------------------------	---	----

」に、

「

合計	41	164
----	----	-----

」を

「

合計	41	165
----	----	-----

」に

改める。

第8次多治見市総合計画基本計画 政策の柱1 子育て世代が選び、住み続けたくなるまちづくり 施策7 保育・教育施設等の整備 基本計画事業に次のように加え

る。

5	精華小学校を建て替えます
---	--------------

議第73号

多治見市農業委員会委員の任命について

次の者を多治見市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年5月28日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備考
***** **	日比野 正之	*****	新任
***** ****	松岡 正延	*****	新任
***** **	加納 洋一	*****	再任
***** *	山内 晃三	*****	再任
***** *	江崎 勇	*****	再任
***** ***	遠藤 研司	*****	新任
*****	宮嶋 好美	*****	新任
***** ****	河地 義治	*****	新任

任期は、
令和11年
7月19日
まで

***** **	長江 弓子	*****	再任
***** ***	玉木 芳幸	*****	再任
***** **	坂崎 寛治	*****	再任
***** **	若尾 育男	*****	新任
*****	川本 隆司	*****	新任
***** **	東 一二美	*****	再任
***** **	市原 勝美	*****	再任
***** **	富田 良一	*****	再任
***** *****	右高 一朋	*****	再任

提案理由

本市農業委員会委員の任期が、令和8年7月19日に満了するため、上記の者を任命する。